

評価の取組と公表

〈福祉サービスの質の公表のために〉

ながい保育園では、令和5年度に「福祉サービス第三者評価」を受審しております。

受審結果の公表ページ(独立行政法人 福祉医療機構の WAMNAT に繋がります)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/resultdetail?Open&SRCHTYPE=1&MYSERVICECODE=0001340&MYJIGYONO=0300000127&MYBUNJONO=>

また、園内で自己評価を行うとともに、保護者の満足度調査を行い、園運営や保育に活かしています。

〈公表の取組〉

評価結果は、公表を行うとともに、保護者等にお知らせし、事業運営の改善を図るよう努めています。

苦情解決の取組と公表

〈ご要望・苦情等にお応えするために〉

ながい保育園では、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 82 条及び児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 14 条の3第 1 項の規程に基づき、「ながい保育園苦情解決制度実施要綱」を制定し、児童の保護者等からの苦情要望にお応えする取り組みを行っています。

利用者等からのご要望・苦情等にお応えするため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員を設置し、解決に向けた取り組みを行います。

〈公表の取組〉

適切なサービスの提供と質の向上のため、一定の期間ごとに、受け付けたご要望・苦情等の件数、内容、対応結果等を取りまとめ、利用者等への公表を行います。

〈令和6年度の苦情〉

令和6年度は、苦情はありませんでした。

令和7年3月13日(木)に、苦情解決第三者委員会を開催し、令和6年度における苦情・要望及び事故・ケガの状況、各行事のアンケート結果、満足度調査の集計結果等について情報を共有しました。